

議会だより

40号
平成25年7月発行

Report of City Assembly



県外からの来園者とホワイトタイガー（しろとり動物園）

目次

議会報告 基本条例	2~6
委員会報告	6
第2回臨時会報告	7
一般質問	8~14

調査事件	14
議員の賛否表	15
議会日誌・表彰・編集後記等	16



議長就任あいさつ

橋本 守

水田が、心とませる緑のじゅうたんになり、秋の収穫を予感させる季節になりました。

さて、去る5月8日の臨時会で、議員各位のご推挙を得まして議長に就任いたしました。

誠に光栄でありますと共に、その責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。もとより浅学非才ではありますが、執行部とともに市の発展と豊かなまちづくりに懸命の努力を傾注する所存であります。

東かがわ市が発足して、10年が経過いたしました。合併の真価が問われるのは、これからであり、極めて厳しい財政事情の中、市発展のための諸施策が着々と推進されておりますが、多様化する住民のニーズに応えるためには、執行部と議会が正しく相携えて行かなければならないと存じます。

また、議会の在り方についても議論がある中、6月議会におきまして議会基本条例を制定いたしました。議会での議論を活性化させ、議会の立場から、民意を反映した行政運営を図り、市民の皆様の負託に応える覚悟でございます。

何とぞ市民の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたします。

平成25年 6月定例会

平成25年第3回定例会は6月3日に招集され、会期18日間をもって6月20日に閉会しました。

この間、提出された議案は、報告8件、条例制定・改正1件、条例改正1件、補正予算1件、人事案件4件、その他1件、議員発議1件の計17件です。全議案を原案通り可決、承認しました。

報告(8件)

報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分

報告第2号

津田の松原サーブエリアにおいての自動車事故による損害賠償について報告されました。

報告第3号

平成24年度東かがわ市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号

繰越明許費として議決した20事業について、繰越計算書のとおり総額10億4,264万4千円を翌年度に繰り越しました。

報告第5号

平成24年度東かがわ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号

下水道施設建設事業について、1億1,700万円を翌年度へ繰り越しました。

報告第7号

平成24年度東かがわ市水道事業会計予算繰越計算書に

ついて

○ 国道11号バイパス関連配水管移設事業等について、1,100万円を翌年度へ繰り越しました。

報告第8号

平成24年度東かがわ市土地開発公社の決算に関する書類の報告について

報告第9号

資産及び負債の状況、財務状況等が議会に報告されました。

報告第10号

平成24年度一般財団法人東かがわ市スポーツ財団の決算に関する書類の報告について

報告第11号

事業報告並びに決算状況が議会に報告されました。

報告第12号

第11期株式会社ソルトレイクひけたの事業計画に関する書類の報告について

報告第13号

事業計画・収支計画等が議会に報告されました。

報告第14号

第10期株式会社ソルトレイクひけたの決算に関する書類の報告について

報告第15号

決算に関する書類について

の報告があり、当期の純利益は、63万3,784円となりました。

条例(2件)

議案第1号

東かがわ市子ども・子育て会議条例の制定について

○ 子ども・子育て支援法の規定に基づき、東かがわ市子ども・子育て会議を設置し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。また、これに伴い、子ども・子育て会議委員の報酬として月額8千円を新たに設けるため、東かがわ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を併せて改正したものです。

議案第2号

東かがわ市道路占用料条例の一部を改正する条例について

○ 「道路法施行令」の一部を改正する政令が、施行されたことにより、一部改正を行うものです。おもな改正点は、

道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として太陽光発電設備等を新たに追加するとともに、本市の道路占用料の額及び徴収業務を当該基準により行うことが適切であると判断し、改正したものです。

施行期日 交付の日

補正予算(1件)

議案第3号

平成25年度東かがわ市一般会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ、123万5千円を追加し、補正後の予算総額を146億9,780万7千円としました。

歳出

民生費では、敬老会開催事業の実施方法の見直しによる、支出費目の組み替えと、本年8月の生活保護基準の見直しに伴うシステム改修費用を計上しました。

教育費では、県の委託事業の学力向上モデル校事業に必要な経費を計上しました。
歳入

歳出予算に対する財源としては、国庫補助金及び県委託金をそれぞれ充てます。

その他(1件)

議案第4号

工事請負契約の締結について(東かがわ市三本松浄化センター土木工事(その2))
東かがわ市三本松浄化センター土木工事は、6月11日に総合評価方式による制限付き一般競争入札を行った結果、さぬき市の株式会社真部組と1億395万円で契約するものです。

事業内容は、オキシレーションディッチ槽躯体工1基とその工事に伴う基礎杭並びに土工です。

工期は契約の日から、平成26年2月28日までとしています。

人事(4件)

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の川田恵美子氏の任期が満了することに伴い、引き続き、人権擁護委員として同氏を推薦することに同意しました。

議案第5号

東かがわ市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の吉田りえ子氏の任期が、平成25年6月26日までとなっており、引き続き、吉田りえ子氏を東かがわ市教育委員会委員に任命することに同意しました。

議案第6号

東かがわ市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の橋本昂氏が退任されることになり、後任として竹田具治氏を東かがわ市教育委員会委員に任命することに同意しました。

議案第7号

東かがわ市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員の熊本尚子氏が退任されることになり、後任として大久保尚子氏を東かがわ市教育委員会委員に任命することに同意しました。

発議第1号

議会基本条例を制定

「議会基本条例」は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針などを明らかにすることにより議員自身が意識改革を行い、市民の負託に応え、本市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的に、次のとおり制定しました。

「東かがわ市議会基本条例」

(前文)

東かがわ市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される東かがわ市議会（以下「議会」という。）は、同じく市民から選挙で選ばれた東かがわ市長（以下「市長」という。）とともに、東かがわ市の代表機関を構成している。

2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える活動をし、議会は多人数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、二元代表制の特性を生かし、東かがわ市（以下「本市」という。）としての最良の

意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が市民の代表機関として、住民自治の拡充と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、ますます大きくなっていく。議会は、その持てる権能を十分に駆使して自治体事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにする責務を有している。自由闊達な討議を通して、これらの論点及び争点を発見し、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するためにこの条例を制定する。

議会及び議員は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）を遵守するとともに、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼さ

れ、かつ存在感のある議会を構築しなければならない。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、真に市民の負託に応え、本市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会及び議員の責務)

第2条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚して公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会及び市民参加を不断

に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努める。

3 議会は、言論の府であり、自由な討議の場であることを十分認識し、多様な意見が反映されるよう議員相互間における討議に努める。

4 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、市長提出議案、市民提案等に関して審議し、結論を出すときは議員相互間の自由討議により議論を尽くすものとする。

5 この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて別に定める議会運営にかかわる条例、規則及び申し合わせ事項を継続的に見直しをする。

6 自由討議に関しては、別に定める。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識

し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならぬ。

2 議員は、市政の課題全般について、多様な市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、選挙で選ばれた議員としてふさわしい活動をする。

3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に關する情報公開を積極的に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

3 議会は、市民、市民団体等との意見交換の場を多様に設

けることができる。

4 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

5 議会は、前項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席の下に市民に対する議会報告会を年1回以上開催する。

6 議会は、前項の議会報告会において市民の意見を聴取し、議会運営の改善を図るものとする。

第4章 市長と議会の関係

(執行機関と議会及び議員の関係)

第6条 議会の本会議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問等に対して議長又は委員長の許可を得て、質問等の論点及び争点を明確にするために反問することができる。

(市長による政策形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して次に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の費用計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算案及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対して施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

第5章 議会改革の推進

(議会改革推進会議)

第9条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革推進会議に学識経験を有する者を招請して意見を聞くことができる。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第10条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の特性を活かし市民にわかりやすい運営に努める。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、この条例の理念を議員に浸透させるよう努める。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図る。

(議会図書室の充実)

第13条 議会は、議会図書室の充実を図る。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、市政に係る重要な情報について、議会独自の視点から常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努める。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使してはならない。

第8章 見直し手続

(見直し手続)

第16条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならぬ。

附則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

民生文教常任委員会

議案第1号 東かがわ市子ども・子育て会議条例について

問 子ども・子育て支援法に基づき設置される子ども・子育て会議が定める、市の子ども・子育て事業計画と現在ある次世代育成支援計画「にこにこプラン」との関係は。

答 「にこにこプラン」は平成26年までの時限法であり、この計画に引き継ぐ計画と位置づけを平成27年から5年計画をしている。

問 利用する場合の手続き、保育料の設定はどうなるのか。

答 保護者にとっては特に変更はなく、保育料については市は幼保一元化を進めている関係で独自に保育料の設定を考えている。



予算審査常任委員会

問 中学校費で県の委託を受けた学力向上モデル事業は20万円

の補助金で足りるのか。

答 2校とも県の委託費20万円で有効に活用したい。

問 幼稚園費の県の委託を受けた引田幼稚園の学力向上モデル事業の内容は。

答 引田幼稚園に、大学の准教授を招いての公演とか保育参観、保育討議等のアドバイス料4万円計上している。



問 老人福祉費の費目を助成金

に変更することについて問題はないのか。

答 敬老会への助成金の使い道には制限をかけないことから、今年度は、助成金として実施し、他市の状況をみて今後研究していく。



平成25年第2回臨時会

第2回臨時会は5月8日に開
会し、会期は1日としました。

審議された議案は、発議1件

を原案どおり可決、報告1件を

受け、承認3件を承認、補正予

算1議案、人事案件その他の1

議案を可決、同意をしました。

また議長・副議長の辞任にとも

ない選挙を行い新議長・新副議

長を決めました。

報告第1号 地方自治法第18

0条第1項の規定による市長

の専決処分について

○庁用車を駐車しようとした際

相手の車と接触した。

○トレーニング機器のワイヤー

が切れ頭部に腫れを負わせ

た。

○固定資産証明を誤ったことに

よる損害賠償請求で、所有権

の回復等が判決で確定した。

○大川中学校区の統合小学校等

建設工事変更後（建築）18億

915万8千円に（設備）4

億8,928万6千円に

○大内斎苑建築費変更後2億

1,729万4千円に

承認第1号 専決処分の承認を

求めることについて（平成24

年度東かがわ市一般会計補正

予算

繰越明許費補正（道路整備

事業費）3,700万円を翌

承認第2号 専決処分の承認を

求めることについて（東かが

わ市税条例の一部を改正する

条例）

寄付金税額控除の算定に用

いる所得税の税率の改正等

承認第3号 専決処分の承認を

求めることについて（東かが

わ市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例）

特定世帯等に係る国保税軽

減措置・東日本大震災の居住

議案第1号 平成25年度東かが

わ市一般会計補正予算（第1

号）について

消防施設費3,205万4

千円追加

議案第2号 東かがわ市監査委

員の選任について

楠田敬氏を選任

発議第1号 東かがわ市議会委

員会条例の一部を改正する条
例の制定について

今までの常任委員会を2常

任委員会とし、新たに予算審

査常任委員会を設置しまし

た。

議会運営委員会

◎田中 貞男○鈴江代志子

滝川 俊一 中川 利雄

大森 忠明 矢野 昭男

池田 正美

議会広報広聴特別委員会

◎大森 忠明○滝川 俊一

楠田 敬 中川 利雄

鈴江代志子 田中 貞男

矢野 昭男 池田 正美

大川広域行政組合

橋本 守 大森 忠明

大田 稔子 鏡原慎一郎

矢野 昭男

香川県東部清掃施設組合

橋本 守 大森 忠明

中川 利雄

東かがわ市外一市一町組合

鏡原慎一郎 木村 ゆみ

香川県後期高齢者医療広域連合

橋本 守

監査委員

楠田 敬

東かがわ市議会改革推進会議

◎鏡原慎一郎○木村 ゆみ

事務局 大田 稔子 井上 弘志

渡邊 堅次 東本 政行

石橋 英雄 大藪 雅史

（◎委員長 ○副委員長）

生き残るための防災訓練を実施すべき

実効性のある訓練のやり方を考える

総務課



木村 ゆみ

問 政府の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告では、「避難所運営は自治体職員が主体的に関わるのは困難であり、自主防災組織などによる運営体制を整備すべきだ」としている。それらを踏まえ、今年の訓練は、「南海トラフ地震発生、震度は7。昭和56年以前に建築された旧の耐震基準の木造家屋は全半壊し、住民は何とか避難所に集まってきた。電気、水道、電話、役所までの道路も寸断されており、職員はいない」。こんな状況を設定し、当日訓練に参加した住民には、この状況で自分はその中でどうすべきか考えてもらう。自分たちで出来ることは何

か。現状把握を誰がするのか、トイレ、食事、休む場所、ルール作り、役割分担等々を誰がどう決めていくのか。台風災害と違って南海トラフ地震では被害が広範囲であり、支援の手が届くまでには相当な時間がかかる。自分たちだけで1週間を生き抜くには何が必要か、具体的に話し合う。そんな訓練を提案するが。

答 具体的な被害想定に基づき、生き抜くために必要なことを地域の皆さんで具体的に話し合い協力していただく。自分たちが出来ること、行政が出来ること、それぞれの役割を話し合い認識していただく場を持つことは大変有意義だ。そのためにはすべての避難所において円滑に協議ができるよう、協議内容や進め方のマニュアルを作成し、事前に周知を行い、協議の場が充実したものとなるよう取り組みたいと考えている。

市長・市議の選挙公報発行等を

発行は可能

総務課



田中 貞男

問 22年に請願があり、当時は時期尚早で不採択に。インターネット選挙も行われる中、次回選挙から選挙公報を発行しては。

答 市選挙管理委員会として、印刷及び配布の時間的な制約、事務量の増加、財源の確保等の検討はあるが実務的に可能。

条例制定権のある市長の意向と議員の意見拝聴で検討したい。

問 また過去の期日前投票は全体数の何パーセントか。

答 期日前投票者数は21年衆議院19・9%、22年県知事16・3%、23年市長・市議19・9%、24年衆議院23・1%、約2割程度

度だった。
問 2年後の選挙で投票時間の短縮を。

答 投票時間の開閉時間の短縮については、公職選挙法第40条で市選管が選挙人の投票便宜のため特別の事情の場合以外は午前7時に開き午後8時閉鎖と規定されている。市内で3投票所だけ1時間繰り上げている。開票開始が早まることで選挙結果を早く知らせることは可能だが、投票の機会・投票率の向上に逆行することが懸念され、法の特別な事情に合致しない。

問 国へ投票時間の短縮陳情をしたことはあるのか伺う。

答 国へは市選管より全国市区選挙管理委員会連合会へ要望を出している。全国市区選挙管理委員会連合会の特別委員会で検討しているが、国への要望するまでの意見がまとまっておらず、まだである。

本市は自治基本条例を制定するのか

現段階では、制定しない

総務課



井上 弘志

問 東かがわ市では、自治基本条例が制定されていない。6月議会で、議会基本条例が制定され、議会の基本事項を定めた。本来であれば、自治基本条例があつて、その中で議会の責務と役割が定められているのが普通だと思ふ。自治基本条例についての認識を伺う。

答 自治基本条例とは、市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民、議会、行政が協力して、まちづくりを進めるための基本的なルールを定めるものである。

問 東かがわ市の基本構想には、市民がまちづくりの主体、担い手としてキラリ輝くまちをめざすと書いてある。

よく言われている市民の参加、市民と共に進めるまちづくりでは、行政側、市議会、市民がお互いの役割、使命を認識し、それぞれの責任を決めておくことは必要ではないのか。

災害発生時など防災上の観点からも必要である。敬老会、公民館整備、学校跡地利用の問題など多くの事案に対して市民の協力、理解を得なければならぬ。市民との協働を言うならば、自治基本条例制定は必要不可欠ではないのか。

答 現時点では制定しない。引き続き状況把握と今後の判断材料の収集に努める。

問 香川県内、全国の各自治体での制定状況は。

答 香川県内では、高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市の4市が制定している。

全国では、271の市区町村で制定され、制定率は15%程度である。

学校、自治会等の合同避難訓練を

学校等と協議し実現できるよう努力する

総務課



鏡原慎一郎

問 日中に災害が発生した場合公共施設では多くの人が活動していると考えられるが、それらのこともふまえた避難計画や訓練が必要ではないか。

答 学校や公民館などの広域避難所で、生徒・児童や市民がいるときに災害が発生した場合を想定して、学校などと協議して訓練を実施できるよう努力していく。

問 学校施設では、教諭や児童、生徒が日中多く在籍しているが、避難してきた住民の受け入れ態勢はどのように考えているのか。

答 一般の避難者の対応は、市の広域避難所担当者を配置することになっている。

問 短時間で職員が避難所へ張

り付けないと考える。避難所運営協議会（仮称）をそれぞれの避難所で立ち上げ事前訓練を実施すべきではないか。

答 ご指摘のとおり訓練を繰返して行っていくべきと考える。

問 学校、自治会等の合同避難訓練をすべきではないか。

答 教育委員会と協議して実施できるように前向きに努力していく。

問 市として生徒、高学年児童の役割をどのように考えているのか。

答 子ども議会のおきも「私達で何か出来ることはないか」との質問もあった。信頼しその役割をお願いしたい。

問 お願いするのであれば、生徒、高学年児童を防災計画や災害時行動計画の中に位置づけし訓練等もするべきであると考えが。

答 どういった役割が出来るかを検討していく。

旧引田小学校跡地利用はどうするのか

地元自治会・関係団体等と調整し進める

建設課



石橋 英雄

備

『防災機能』として市街地の雨水排水施設整備

『市道整備』としての利用

『古川河川改修』用地

問 旧引田小学校校舎等の解体工事はほぼ終わったが、跡地利用について伺う。

一、現在までに決まっていること、もしくは決めようとしていくこと。

二、今後のスケジュールはどうなっているのか。

三、地元自治会、各種団体に意見、要望は聞いたのか、もしくは今後、どのように意見を吸い上げ、事業に反映させていくのか。

答 跡地利用については、以下の4つのゾーニングに区分し、計画を進めて行きたいと考えている。

一、『地域連携機能』として整

古川改修は、県が進めている計画と市の事業の整合性を図る必要がある。

二、今後のスケジュールとしては、県の古川改修計画が未だに具体化していない。今後その動向を注視していく。

市道整備の詳細設計業務は本年度中に実施したい。

三、跡地利用等については、近隣自治会からの要望書、各種団体からの陳情書も提出されている。それらの意向も踏まえながら関係者で組織する跡地利用に関する検討委員会を開催するなどして地元の意見を反映するとともに、施設整備後の維持管理方法についても検討していく。

道の駅を建設しては

今のところ計画はない

商工観光室



渡邊 堅次

問 東かがわ市は、大きく道路状況が変わろうとしている。高

松自動車道は全線4車線化が平成30年度、大内白鳥バイパスも一部が今年度中に開通する。完成と同時に通過のまち東かがわ市とならないために「情報発信機能」「地域連携機能」「休憩施設」などを持つ「道の駅」を整備し、地域振興と東かがわ市の活性を創造すべきではないか。

答 施設整備の位置や集客数、採算性、維持管理方法などを検討した上で決定しなければならぬと考えている。

問 1年間の調査研究事業を行い、県と関係機関の連携を強化

しながら、マーケティング調査、駐車場規模、想定利用者数の算定を基に、施設の適正規模を算出し、地域住民と行政の協働モデル事業とし、双方が共に責任を果たす推進体制の構築を検討してはどうか。

答 一部の団体からの提案はあるが、市民その他の団体からの要望とか情熱を感じたことはない。また適地等の調査はできていない。

問 東かがわ市は、香川県の東の玄関と何年も前からいわれているが何の施策もできていない。香川県の玄関として、また将来の東かがわ市の発展のためにも道の駅を市民の皆さんと考えてみてはどうか。

答 民間が盛り上がり、主導していき、市にお誘いがあれば考えたい。

福祉用具購入費及び住宅改修費の 受領委任払い制度を導入しては

調査研究を進めたい

福祉課



楠田 敬

の導入を進めることで実態として利用者の負担軽減を図ることができると考えるが、導入の意思はないか。

問 人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険を取り巻く状況は年々変化している。急速に高齢化が進むことが予想される中、介護保険制度の改善として多く寄せられる現場の声の一つが、福祉用具購入費及び住宅改修費の補助について、「償還払い」だけではなく「受領委任払い」を選択できるように改めてほしいというものである。平成23年4月1日の時点で受領委任払いを導入している自治体は、福祉用具購入費で427、住宅改修費では543の自治体となっている。利用者にとっては、一時的であれ、全額負担となると相当な経済的負担を強いられることになる。「償還払い」だけの東かがわ市においては、「受領委任払い」

答 この事業は介護（予防）給付として、福祉用具の購入・住宅改修が完了した後に利用者の申請により、市が領収証等で購入及び改修を確認した時点で支給するように介護保険法施行規則に定められている。本市においても原則どおり福祉用具購入や住宅改修に要した費用を一旦利用者が全額支払い、9割を後に支給する「償還払い」としている。提案の「受領委任払い」の導入については、今後、利用者の負担軽減を図るという観点、また、介護給付費の増大の抑制という観点から、対象者を償還払いが困難な低所得者に限定するか否か、また、「受領委任払い」と「償還払い」の選択制をとるか否か等いろいろな検討課題があるので、調査研究を進めたい。

幼保一元化を前提とした研修等は

お互いの立場を理解し
意見交換も活発にできている

子育て支援課



鈴江代志子

り、決して子育て支援を軽視しているものではない。本市の現状で特に問題点はない。広報紙やホームページ及び子育てネットワーク会議を通じて丁寧に知らせていく。

問 東かがわ市子ども・子育て支援制度は、国の財源が消費税アップを前提にしているが、子育て支援を軽視したとも思える。子ども・子育て支援の新制度が決まり、認定こども園を本市でも27年度に設立することになっている。新システムには問題もあり、大きく変わることがある。どう啓発していくのか。

答 新制度は、社会全体で子育てを支援することを目的とし、支援関連の制度や財源を一元化して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等を図るものである。地域の実情に即した制度の実施に向けて、安定した財源確保のために消費税の引き上げを前提にしてお

問 幼保一元化を前提に、職員間研修、交流等行われてきたが、現場にどのように生かされているのか。今後どう生かすか。

答 施設ごとに幼保間の体験研修や交流行事を計画的に実施することでお互いの立場を理解し、意見交換も活発にできている。今後の計画は、幼・保両施設での勤務経験のない職員について1年以上の幼保間の交流をする。

問 重なる行事や書類等で先生方は非常に忙しい現状だと思ふ。現場の声をアンケートをとるなどして聞くべきと思うが。

答 幼・保の職員で構成している教育保育内容検討会を定期的で開催し、現場の意見を集約している。

生活保護制度申請の

簡素化はできないのか

周知等は民生委員に依頼しているが、面接は必要

福祉課



東本 政行

申請し受けることは、「恥」ではない。市はこの点を周知、徹底する努力が必要ではないか。

また、市は生活保護を請求する市民の権利が完全に保証されるように改善すべきである。全国では「水際作戦」といって、受給の希望者に色々な理由をつけ結果的に申請できず死亡した例がある。市は住民の申請の権利を保証するため、窓口申請用紙を置くべきではないか。

今、不正受給の存在を口実に申請を難しくしようとしているが、不正受給の実態は僅か0・5%にすぎない。狙いは、消費税を上げる一方で生活保護費など福祉予算の削減である。生活保護の目的から大きく逸脱することにならないか。

周知は、民生委員に依頼。申請書は窓口で発行、交付できるが面接が必要。今の改正は、生活保護の適正化が目的である。

問 今、生活保護が急増する状況にある。非正規などの不安定労働の増大などで国民の生活は悪化し、また、医療・介護・福祉などの改悪によって負担増加が暮らしに覆いかぶさっている。それだけに、「最後のセーフティネット」といわれる生活保護制度の役割は重要。生活保護は働いているかどうかにかかわらず生活に困ったとき、国民のだけれども、国民の生存権保障を示した憲法25条に基づき国民の権利として健康で文化的な最低生活の保障を請求できる制度である。決して、国からの「お恵み」の制度ではない。生活苦や貧困、病気は個人の責任ではなく社会的な原因からきている。したがって、生活保護を

医療費の中学卒業までの

無料化について

子どもの医療費の動向を調査する

保健課



矢野 昭男

ため、中学生までの医療費無料化を早く対応する考えはないか。

答 子育て中のご家庭の経済的負担の軽減を図ることは大変重要だと考えており、本年度よりロタウイルスワクチンの接種費用の公費助成を開始したところであり、ロタウイルス接種費用の公費助成を行っている自治体は本年1月現在で全国で40自治体であり、四国内では初の取り組みである。小・中学生の通院に係る医療費の無料化については、継続的な公費の負担が将来的にまで及ぶこととならないように慎重に研究しているところである。引き続き本年度の「子ども医療費」実施状況を踏まえながら、また香川県の医療費給付事業補助制度の対象年齢の引き上げを要望するなど、子育て支援策の充実に向け、継続的に調査して、対応を検討していく。

問 三木町は、今まで7歳未満の子どもの医療費を無料にしてきたが、6月議会に中学生までの通院、入院ともに無料化する制度を提案している。この事業の内容は、県内医療機関で中学生までの子供が医療を受けた場合、窓口で保険証などの提示をすれば、自己負担は必要ないとのことである。県内では、中・西讃の3市4町で実施しており、三木町が可決、実施すれば東讃では初めてである。本市では本年4月から、中学生までの入院について、自己負担、月額2千円で残りを公費で対応するよう改正されたが、通院は満6歳の年度末までしか無料になっていない。子育て支援の充実の

高齢者の在宅支援の在り方は

人材を育成し身近な場所で支援する

保健課



大田 稔子

る。開始したばかりだが、仲間づくりの輪を広げて行けるよう支援する。

問 買い物が困難になってきた高齢者の支援は。

答 今年度から経済産業省の買い物弱者支援事業を活用して、5月から業者が週1回、小砂・馬篠地区を回っている。販売回数が増やしていきたいとのこと。

問 高齢者が欲しいものを自分で選択できることは元気になるひとつでは。本市にはスクールバスが6台ある。空き時間を利用できないか。

答 購入した目的があり、限定されているので利用できない。

問 地域福祉を担う人材の育成は。

答 現在118名の介護予防サポーターが地域で活躍している。情熱を持ち、引っ張っている。リーダーを育成し、市民の皆様が身近な場所で支援が継続できるように努める。

問 開設場所が、適しているのか。(歩いていけない場所ではないのか) また、利用状況は。

答 市内2カ所であり、開設日18日で延べ106名の利用であ

る。開始したばかりだが、仲間づくりの輪を広げて行けるよう支援する。

問 買い物が困難になってきた高齢者の支援は。

答 今年度から経済産業省の買い物弱者支援事業を活用して、5月から業者が週1回、小砂・馬篠地区を回っている。販売回数が増やしていきたいとのこと。

子育て支援

「いのちを育むまじゅくり」を!

きめ細かく対応していく

保健課



滝川 俊一

うが、助成回数を拡大するとうことは肝要だと思う。また個別の対応として心の不安があったりするので生まれた後家庭訪問をしている。支援の方はきめ細かく対応していきたい。

問 産婦人科医師に来ていただくことが一番いいことだが専門医師の不足があるからやむを得ず助産師の要望が、市民の声だ。現在本市内においての出産数は0である。市長の見解を伺う。

答 医師不足ということ、早くから何度も要望しているが至っていない。これからも医師確保対策については、引き続き県をはじめ関係機関への要望を行っていききたい。

問 子育てしやすいまちづくりを目指す支援策として、妊婦健診にかかる費用を公費負担し子どもを生みやすい環境をつくる

ことが重要だと思う。妊婦健康診査の公費助成は、自治体によって助成回数が違う。多胎妊婦の場合公費負担の受診回数を拡大している自治体もある。たとえば大阪府泉大津市は16回の公費負担であり2回増やしている。今の少子化の時代1度に多数の子どもを産む多胎妊婦の方

に対しては、行政としても非常にありがたいと思うので、助成回数を拡大すべきと考えるが見解を伺う。

答 多胎妊婦に適した対応と

思



スポーツ財団と体育協会との併合は

併合は考えていない

生涯学習課



大藪 雅史

問 財団というのは本来多額の資産を持つものがその金利等を運用し非営利で公益的な活動をするものであり、市の100%出資で指定管理費で運営する団体が財団というのはおかしくないか。また、前回の経理における事件や、今回の運動機器の不備による人身事故の賠償など自力で処理できず、市の保険を使うなど基本的な指定管理の契約内容も実行できないにも関わらず、自主事業として各種教室を開催するためにインストラクターとか称するものを雇用している。例えば体育協会は各種競技団体を有し長年競技者として活躍し指導者としても実績を持つ

ている方が多くいる。またこれからの少子化に伴い中学等の放課後のクラブ活動も市全体でのクラブスポーツと考えていかなければならなくなる。生涯学習の場だけでなく子どもの指導も含め併合等も考えていくべきと思うがどうか。

答 スポーツ財団の事業内容は体育館等施設の管理運営と市が別に承諾した自主事業がある。実際の管理運営は中核施設にセンター長を置き職員を配置して施設管理運営を行い、自主事業としてスポーツ教室、運動指導事業がある。指摘の統合については体育協会加盟の競技団体などの意見は聞いていないし、その予定もない。平成16年度に策定された東かがわ市スポーツ振興計画は、平成26年度に見直しを予定しているの、その際に関係者の意見を聞きたい。

調査事件

総務文教常任委員会

調査実施日

平成25年4月19日

調査項目

1. コミュニティセンターについて

2. 統合庁舎について

3. 次期基本構想について

○コミュニティセンターについて

問 市内には8つのコミュニティセンターがあり使用料の免除については、教育委員会で決めることになっている。公の施設であるので相生のよう地区内、地区外の者により使用料に差があるのより、地区内の使用については減免するのが良いのでは。

答 指定管理制度を導入しているの、使用料については指定管理者が、運営面、経営面も含めて判断する。それを教育委員会で適正かどうか決定することになっているが、使用料について再度指定管理者と協議する。



民生文教常任委員会

調査実施日

平成25年6月6日

調査項目

東かがわ市敬老会事業について

○敬老会事業について

問 市独自の新たな組み換えと言っているが内容はどうか。

答 参加率の低下や協力団体が手伝えなくなる状態になっている。今までの敬老会は、見る、聞くだけであったが、

(旧) 小学校区単位、自治会単位で実施した場合、そのスタップと共に自分が参加者になれるということも考えられる。まず本年度実施し、次年度については検討していきたい。

問 活動できない自治会の指導は。

答 コミュニティ活動の場が少なくなってきた。今まで旧町単位で実施してきたが今後旧小学校区単位以下で実施していく方向の中で、防災とか、運動会とかに発展していければと考えている。

問 補助金(1人当り1,500円)の使用制限、会場借上費、一地区5万円の配分金に使用制限はあるのか。

答 使用制限は考えていない、借上費は発生しない。

議員の賛否表

会議名	平成25年						会議名	平成25年								
	第2回臨時会							第3回定例会								
	5月8日採決							6月3日採決			6月20日採決					
可決・否決の別	承認	承認	承認	可決	同意	可決	可決・否決の別	可決	同意	可決	可決	可決	可決	同意	同意	同意
議案名	承認第1号	承認第2号	承認第3号	議案第1号	議案第2号	発議第1号	議案名	議案第2号	諮問第1号	発議第1号	議案第1号	議案第3号	議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号
議員名	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度東かがわ市一般会計補正予算(専決第3号))						専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する条例) 専決処分の承認を求めることについて (東かがわ市道路占用料条例の一部を改正する条例について 東かがわ市議会基本条例の制定について 東かがわ市子ども・子育て会議条例の制定について 東かがわ市議会基本条例の制定について 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 東かがわ市道路占用料条例の一部を改正する条例について									
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楠田 敬	○	○	○	○	—	○	楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	鏡原慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴江代志子	●	○	○	○	○	○	鈴江代志子	○	○	●	●	○	○	○	○	○
東本 政行	●	○	○	○	○	○	東本 政行	○	○	●	●	○	○	○	○	○
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	田中 貞男	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大藪 雅史	●	○	○	○	○	○	石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井上 弘志	●	○	○	○	○	○	大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田 正美	○	○	○	○	○	○	井上 弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本 守	○	○	○	○	○	○	池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は賛成 ●は反対 —は除斥となった者です。
 除斥とは、議題にあがっている案件に利害関係がある議員を審議から除くため、議場から退席させることです。
 ※議長(田中貞男)は可否同数の場合のみ表決権があります。
 ※議案第2号 東かがわ市監査委員の選任について = 楠田 敬 議員

※○は賛成 ●は反対 した者です。
 ※議長(橋本 守)は可否同数の場合のみ表決権があります。
 ※議案第5号 東かがわ市教育委員会委員の任命について = 吉田りえ子 氏
 ※議案第6号 東かがわ市教育委員会委員の任命について = 竹田 具治 氏
 ※議案第7号 東かがわ市教育委員会委員の任命について = 大久保尚子 氏
 ※諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 川田 恵美子 氏

議会 会 日 誌

30日

4月

議会運営委員会
全員協議会

8日

5月

臨時会
全員協議会
議会運営委員会

3日

6月

本会議
民生文教常任委員会
予算審査常任委員会
本会議（一般質問）
議会運営委員会
本会議（一般質問）
本会議
全員協議会
議会広報広聴特別委員会

7月

2日
議会広報広聴特別委員会
8日
議会広報広聴特別委員会
議会改革推進会議
11日
議会広報広聴特別委員会
24日～26日
議会行政視察研修

全国市議会議長会表彰

正副議長表彰

田中 貞男 議員

十五年表彰

木村 ゆみ 議員

四国市議会議長会表彰

十二年表彰

鈴江代志子 議員

池田 正美 議員

（年数について、町議会議員の
在任期間は1/2で計算）



編集後記

今年の水無月は、前半、記録的な少雨で井戸水が枯れたために、水道を受水できない家庭では、洗濯機が使用できない状況となったところもありました。

しかし、後半は集中豪雨に見舞われ、6月の合計雨量は、平年値を大きく上回りましたが、これも地球温暖化のためでしょうか。

東かがわ市も、合併してから早くも10年が経過しましたが、学校再編事業の実施で、引田地区の小中学校の一体化や大内地区でも誉水、丹生小学校が統合され、大川中学校の敷地内で小中一体校として、大内小学校が本年4月より開校しており、児童も元気に通学しています。

また、市役所庁舎も統合庁舎として、本年度より建設が始まろうとしており、東かがわ市も大きく変わろうとしています。

さて、6月定例会においても白熱した質疑、答弁が行われましたが、その議会報告を皆様にお届けいたします。
T・O



新しくなった議会広報広聴特別委員



市民のみなさん
議会傍聴を
してみませんか